戸塚駅周辺地区住み続けたいまち・みちづくり検討会議運営要綱

制 定 平成 28 年 10 月 18 日 道企第 857 号 (局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、戸塚駅周辺地区(以下「当該地区」という。)における住み続けたいまち・ みちづくり推進事業の実施に関し、関係者が意見交換をする戸塚駅周辺地区住み続けたいまち・ みちづくり検討会議(以下「検討会議」という。)の運営について、必要な基本事項を定める。

(意見交換事項)

- 第2条 検討会議においては、次に掲げる事項について意見交換をするものとし、道路局長及び戸 塚区長は、適宜検討会議の委員から意見を聴取できるものとする。
 - (1) 当該地区の住み続けたいまち・みちづくりプランの策定に関すること。
 - (2) その他当該地区の住み続けたいまち・みちづくりに係る事項

(委員)

- 第3条 検討会議は次に掲げるもので構成する。
 - (1) 関係事業者の従業員等
 - (2) 当該地区の代表者(連合町内会長等)
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) その他道路局長又は戸塚区長が必要と認める者

(会議)

- 第4条 検討会議は、戸塚区長が招集し、開催する。
- 2 前項の会議は、本要綱の制定から平成30年3月31日までの期間において必要により開催する こととする。ただし、道路局長及び戸塚区長は、特に必要があると認めたときは、この期間を延 長することができる。

(庶務)

第5条 検討会議の庶務は、戸塚区総務部区政推進課及び道路局計画調整部企画課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、道路局長及び戸塚区 長が定めるものとする。

附則

この要綱は、平成28年10月18日から施行する。